

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について
(発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正に伴う変更)

平成 19 年 12 月 13 日

原子炉等規制法(※1)に基づき、平成19年9月28日に行った原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請(平成19年11月27日に補正申請)および平成19年11月30日に行った原子炉施設保安規定の変更認可申請について、本日(12月13日)、国より認可書(12月13日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

(平成19年 9月28日の申請内容については、[こちら](#)を参照)

(平成19年11月27日の補正申請内容については、[こちら](#)を参照)

(平成19年11月30日の申請内容については、[こちら](#)を参照)

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以 上